

## 令和２年度農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会の概要

県内の農業委員及び農地利用最適化推進委員等を対象に、農地利用の最適化を効果的に推進するため、愛知県農業振興課及び(公財)愛知県農業振興基金(農地中間管理機構)と連携して、人・農地プランの実質化及び農地中間管理事業見直しの内容の周知や現場活動手法の提示、事例紹介等による研修を行いました。

### 1 開催期日、研修会場及び対象地域

| 回 | 月 日      | 研 修 会 場                | 対象地域        |
|---|----------|------------------------|-------------|
| 1 | 9月9日(水)  | 名古屋文理大学文化フォーラム(稲沢市民会館) | 尾張、海部、名古屋   |
| 2 | 9月11日(金) | パティオ池鯉鮒(知立市文化会館)       | 知多、西三河、豊田加茂 |
| 3 | 9月18日(金) | 豊川市文化会館                | 新城設楽、東三河    |

### 2 参集者

農業委員及び農地利用最適化推進委員、各農業委員会事務局、愛知県農業水産局農政部農業振興課、各農林水産事務所農政課、(公財)愛知県農業振興基金等(約800名)

### 3 あいさつ

愛知県農業会議の川上会長(1回目)、西三河地域協議会の羽根田会長(2回目)、東三河地域協議会の近藤会長(3回目)から、多くの農業委員会で農業委員・推進委員の新たな任命・委嘱が行われ、必須業務の農地利用の最適化に取り組んでいただくに当たり、本日の研修内容を現場活動に活かしてほしいとのあいさつがありました。

愛知県農業振興課(浅野課長補佐他)からは、法律改正により両委員が地域での話合いに参加することが明記されるなど農業委員会は重要な役割を担ってほしいこと、また、愛知県農業振興基金(鈴木理事長)からは、5年後見直しの柱である人・農地プランの実質化や農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合化に本格的に取り組んでいくとのあいさつをいただきました。

### 4 内 容

#### (1) 講 演

愛知県農業会議からは農業委員会を取り巻く情勢と課題、農地利用最適化の取組の現状や対応方策について、愛知県農業振興課からは農地法及び農業経営基盤強化促進法についての解説、また、愛知県農業振興基金からは農地中間管理事業の実績と本年度の取組みについて説明しました。

| 題 名                     | 講演者           | 主 な 内 容                                                        |
|-------------------------|---------------|----------------------------------------------------------------|
| 農業委員会法と農地利用最適化の推進について   | (一社)愛知県農業会議   | 農業委員会を取り巻く情勢と課題<br>人・農地プラン実質化への対応方法<br>農地利用最適化交付金の活用と課題        |
| 農地法及び農業経営基盤強化促進法について    | 愛知県農業振興課      | 農地転用許可制度の趣旨及び概要<br>農地転用許可基準(立地基準・一般基準)<br>認定農業者・認定新規就農者制度、基本方針 |
| 農地中間管理事業の実績と本年度の取組にあたって | (公財)愛知県農業振興基金 | 法施行5年後見直しによる制度改正のポイント<br>愛知県における農地集積等の実績<br>改正法を踏まえた効果的な進め方    |

## (2) 事例発表・紹介

県内の先行事例として、次の4つの事例のうち①と②については農業会議から紹介をし、③と④については当事者から発表をいただきました。

なお、今回はコロナ禍の中、発表後の質疑応答の時間は設けずに、質問がある方はレポートに書いてもらう形を取らせていただきました。

### ① 農業委員を中心に農地集約（犬山市農業委員会の事例）

#### 【要旨】

当該地区の水稲の担い手がリタイアすることが分かり、農地をどうするか検討することになった。農業委員を中心に人・農地プランの話し合いを重ねることで、農地の集約や遊休農地の解消をした。

地域の耕作者で集積しきれなかった農地は、同じ市内在住の法人に委ね、また、不在地主と連絡がとれたことにより、遊休農地になっていた農地の復元もできた。

### ② 動き出した所有者不明農地（愛西市農業委員会の事例）

#### 【要旨】

2018年の農地法改正により、所有者（共有者）不明農地を農地中間管理機構に貸し付けるための手続きが簡素化された。

これを受け愛西市農業委員会は農地法に基づき、所有者不明の農地に関する公示を行い、期間内に所有者などから申し出がない場合には、県知事の裁定により、機構に利用権が設定される。プランの話し合いで地図を色分けし、エリアごとに担い手を定めて、今後優先的に担い手へ集積・集約化していく。

### ③ 集落を消滅の危機から救う「自給家族」

発表者：（一社）押井営農組合 鈴木辰吉代表理事

#### 【要旨】

押井町は森と谷間の農地しかない人口84人の集落で、この50年で消滅に向かい始めた。農の営みは自給だったら続けられるかもしれないことから、押井営農組合を発足させチャレンジが始まった。「地域まるっと中間管理方式」による安心で確実な農地集約化、長期栽培契約者「自給家族」を募り、クラウドファンディングを活用して米生産に必要な機械設備を拡充し、得意の米で農地が守られ、ゆるゆると楽しんで集落を守る。

### ④ 西尾市における担い手農地集約化への取り組み

発表者：JA西三河営農部営農企画課 太田知宏営課長

#### 【要旨】

当該地区は平坦な水田地帯で担い手への集積が進んでいるが、区画が狭小、塩害、用排水兼用で老朽化等課題がある。機構関連事業による農地整備事業に取り組むための要件を確認し、地権者への説明と意向のとりまとめを行った。

関係機関による支援チームを結成し、地元では協議会を設立した。

土地改良賦課金の取扱いや相続未登記農地への対応などの問題や地権者の意識の希薄さ、地権者にメリットがないこと等の課題も残った。

農地中間管理権の設定は、1,265筆、延べ246名となった。

## ＜研修会の様子＞



川上農業会議会長あいさつ



会場の様子  
(ソーシャルディスタンスの確保)



事例発表  
(押井宮農組合 鈴木代表理事)



事例発表  
(J A西三河 太田営農企画課長)